

警戒区域から避難を余儀なくされた要介護の小学生（身体障害1級）について月10割増、介護及び通学の付添いをした母親に月8割増（小学校に介助員が配置された後は、小学生は月8割増、母親は月6割増）の日常生活阻害慰謝料の増額がなされた事例。

和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）について、申立人X1、同X2、同X3、同X4、同X5及び同X6（以下「申立人ら」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないこととする。

記

1 損害項目および損害額

(1) 移動交通費（申立人X1分）	82,000円
(2) 移動交通費（申立人X5分）	23,000円
(3) 一時立入費用（申立人X1分）	100,000円
(4) 一時立入費用（申立人X5分）	60,000円
(5) 付添費用（申立人X2分）	325,000円
(6) 生命・身体損害（申立人X4分）	23,400円
(7) 日常生活阻害慰謝料（申立人X1分）	2,620,000円
(8) 日常生活阻害慰謝料（申立人X2分）	3,600,000円
(9) 日常生活阻害慰謝料（申立人X3分）	2,620,000円
(10) 日常生活阻害慰謝料（申立人X4分）	4,280,000円
(11) 日常生活阻害慰謝料（申立人X5分）	2,620,000円
(12) 日常生活阻害慰謝料（申立人X6分）	2,620,000円
(13) 生活費増加費用（申立人X1分）	473,855円
(14) 生活費増加費用（申立人X5分）	99,853円
(15) 弁護士費用（上記（1）から（14）の請求にかかるもの）	519,162円

2 期間

- 上記損害項目（5）につき
自 平成23年4月6日 至 平成23年6月20日
- 上記損害項目（7）から（12）につき
自 平成23年3月11日 至 平成24年12月31日
- 上記損害項目（1）から（4）、（6）、（13）、（14）につき
自 平成23年3月11日 至 平成23年8月31日

第2 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、前項の損害項目及び期間についての和解金として、金20,066,270円の支払義務のあることを認める。

第3 既払金

申立人ら及び被申立人は、被申立人が申立人らに対し、第1項記載の損害に対する賠償金として金2,241,720円を支払済みであることを確認する。

第4 支払方法

(省略)

第5 清算

申立人らと被申立人は、第1項記載の損害項目(同項記載の期間に限る。また、その遅延損害金を含む。)については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がないことを相互に確認する。ただし、第1項(6)記載の生命・身体損害(期間 自 平成23年3月11日 至 平成23年8月31日)、及び同項(7)から(12)記載の日常生活阻害慰謝料(期間 自 平成23年3月11日 至 平成24年12月31日)については、本和解に定める金額を超える部分につき、清算の効力は及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げないことを相互に確認する。

第6 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が記名押印の上、各自1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成25年3月13日

(仲介委員 秋葉信幸)